

平成 30 年度海外 FX 取引に係る税務申告代理のご案内

弊社では、今まで給与所得のみで確定申告が必要なかった方が、海外取引で利益が生じた場合に限り確定申告のお手伝いをいたします。

(概要)

- ・資料の送付（メール、LINE 等）は、源泉徴収票、XMTrading の取引報告書のみ
- ・住民税の特別徴収は給料分のみで、FX 取引分は別途個別に支払うことができる。（要相談）

(確定申告の流れ)

- ① 意思の確認、海外FX取引に係る利益の申出（LINE、メール等）
↓
- ② 報酬のお支払い（前払い）
↓
- ③ 源泉徴収票及びXMTradingの取引報告書、マイナンバー等の送付（LINE、メール等）
↓
- ④ 確定申告書の作成（弊所）
↓
- ⑤ 本人への通知および確認（LINE、メール等）
↓
- ⑥ 確定申告書の電子申告（弊所）
- ⑦ 申告書及び納付書の送付（郵送）

(料金体系（平成 30 年度分）)

FXによる利益	報酬
200万円未満	:5万円+消費税
200万円～500万円未満	:10万円+消費税
500万円以上	:15万円+消費税

(注意事項)

※確定申告の支援業務及び相談業務の料金とさせていただきます。

※税務調査については、別途の対応とさせていただきます。

※その他の所得がある場合、及び複雑な控除項目等がございましたら、基本的には最寄りの税理士または税務署にお尋ねください。弊所での対応は別途追加報酬をいただくこととしています。

※対応期間は平成 30 年度申告分に限り平成 31 年 3 月 15 日までとさせていただきます。

公認会計士 税理士 藤嶋 司
大分市横尾東町1丁目3番15号
HP : <https://www.tsukasa-cpa.com>

<弊所 LINE ID>

